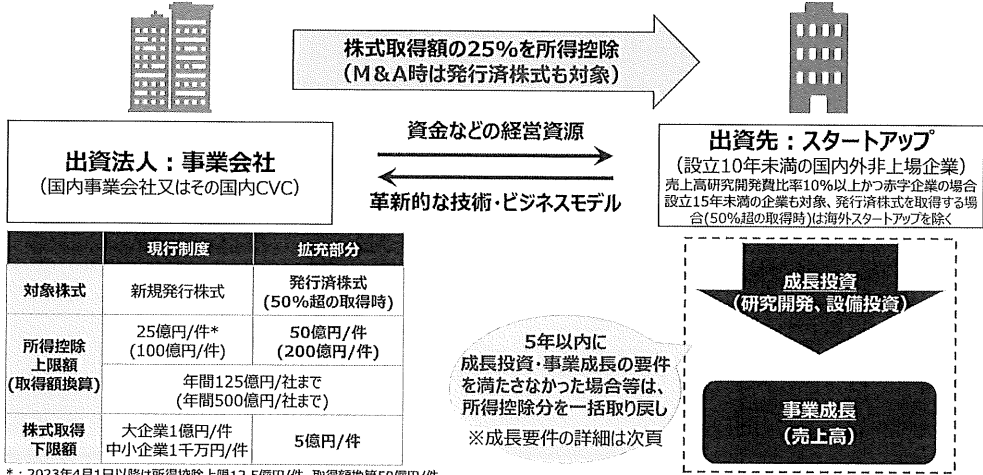


- **M&Aは、スタートアップが自社だけでは実現不可能な、大きく・早く成長できる重要な出口戦略。**
- このため、オープンイノベーション促進税制について、**M&A時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%**を講じる拡充を行うことで、スタートアップの成長に資するM&Aを後押しする。

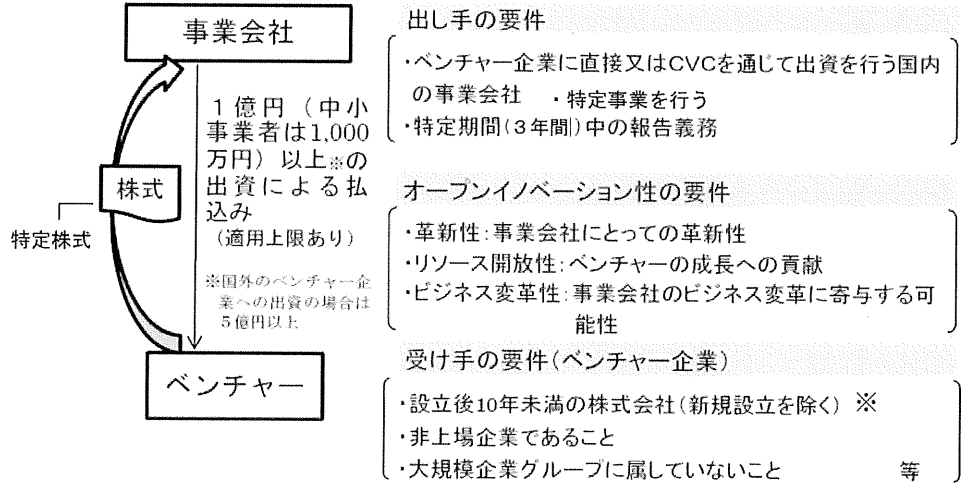
※赤字部分、赤枠内が拡充部分



*：2023年4月1日以降は所得控除上限12.5億円/件、取得額換算50億円/件

(出典：経済産業省「令和5年度(2023年度)経済産業関係税制改正について」)

2 適用要件



※売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満(現行：10年未満)とする。

3 対象法人

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの

※「特定事業活動を行うもの」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等。

4 投資対象株式

特定株式（産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち特別新事業開拓者の株式）の株式のうち、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

改正案

① 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを加える。

（注1） 上記の特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。

（注2） 上記の特定株式の要件は、次のとおり現行要件を見直した要件とするほか、現行の特定株式の要件と同様とする。

イ. 特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間は、5年とする。

ロ. 取得価額要件は、5億円以上とする。

ハ. 特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する。

ニ. 令和5年4月1日以後に特別新事業開拓事業者に出資をして本特例の適用を受けた後に取得するその特別新事業開拓事業者の株式は対象外とする。

（注3） 上記の特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、次のとおり現行の取崩し事由を見直した事由とするほか、現行の取崩し事由と同様とする。

イ. 特定株式の取得から5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度において、売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当することとなった場合は、この限りでない。

ロ. 対象法人を合併法人とする合併により特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ハ. 対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなった場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ニ. 上記イただし書の場合において、特定株式の取得の日から5年を経過した後に現行の取崩し事由（特定事業活動に係る継続証明がされなかったこととの事由及び特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があったこととの事由を除く。）に該当することとなったときは、その事由に応じた特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ホ. 上記イただし書の場合において、特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合が減少したときは、その減少割合に応じた特別勘定の金額を取り崩し

て、益金算入する。

へ、上記イただし書の場合において、特定株式につき剰余金の配当を受けたときは、その受けた額の25%相当額の特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

(注4) 上記の特定株式については、特定事業活動に係る継続証明の要件に、対象法人による株式の取得の時に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件を加える。

5 特別新規事業開拓者

同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人

6 過半数出資済を対象から除外

改正案

既にその総株主の議決権の過半数の株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外するとともに、既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資についてその対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定する。

7 投資対象期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に特定株式を取得。（取得事業年度末まで有する場合に限られる。）

8 最低払込金額

中小企業者：1,000万円以上

大企業：1億円以上

※上記にかかわらず外国法人への払込については5億円以上

※1 事業会社は青色申告書を提出している法人

※2 CVC＝事業会社が設立したベンチャーキャピタル

※3 〔特定事業を行う〕＝自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう。

※4 〔特定株式〕＝産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人（以下「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

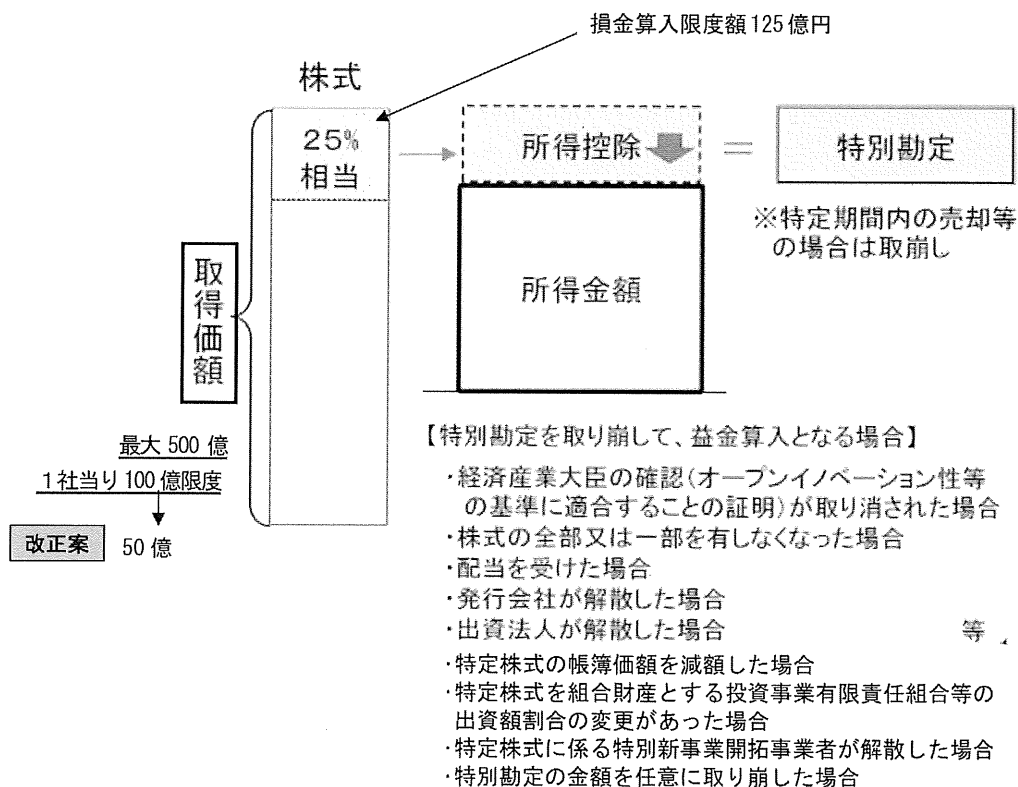
※売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満（現行：10年未満）とする。

① 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組

合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。

- ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。(株主間売買・発行済株式の取得は対象外)
- ③ その払込金額が1億円以上(中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上とする。)であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける。
- ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。

9 特別勘定による損金算入



10 益金算入保有期間の緩和

当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入する。ただし、特定期間（3年間）保有した株式については、この限りでない。

（成長要件の全体像）

- M&A後5年以内にスタートアップが成長投資・事業成長の要件を達成することを条件とする。
- 要件はスタートアップの成長段階に応じ①売上高成長、②成長投資、③研究開発特化の3類型。

類型	対象となるスタートアップ (M&A時点の要件)	5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
① 売上高 成長類型	—	—	● 売上高≥ 33億円 ● 売上高成長率≥ 1.7倍
② 成長投資 類型	● 売上高≤ 10億円 ● 売上高に対する研究開発費+設備投資（減価償却費）の比率$\geq 5\%$	● 研究開発費≥ 4.6億円 研究開発費成長率≥ 1.9倍 - 又は ● 設備投資（減価償却費）≥ 0.7億円 設備投資（減価償却費）成長率≥ 3.0倍	● 売上高≥ 1.5億円 ● 売上高成長率≥ 1.1倍
③ 研究開発 特化類型	● 売上高≤ 4.2億円 ● 売上高に対する研究開発費の比率$\geq 10\%$ ● 営業利益< 0	● 研究開発費≥ 6.5億円 ● 研究開発費成長率≥ 2.4倍 ● 研究開発費増加額$\geq$株式取得価格の15%	—

（出典：経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係税制改正について」）

及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費を除外する。

ニ 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に福島国際研究教育機構を加える。

- ④ 試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とする。
- ⑤ 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する。
- ⑥ 分割等があった場合の調整計算の特例の適用を受けるための手続の見直しその他の所要の措置を講ずる。

(3) 法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人（以下「学校法人設立準備法人」という。）に対して支出する寄附金のうち次のいずれにも該当するもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるものを、指定寄附金とする。

- ① その学校法人又は準学校法人の設立前に、その設立に関する認可があることが確実であると認められる場合においてされる寄附金で、その設立のための費用に充てられるものであること。
- ② 募集要綱に、学校法人設立準備法人の設立後5年を超えない範囲内において募集要綱で定める日までに大学、高等専門学校又は一定の専門学校の設置に係る認可を受けなかった場合には、残額を国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。

解説

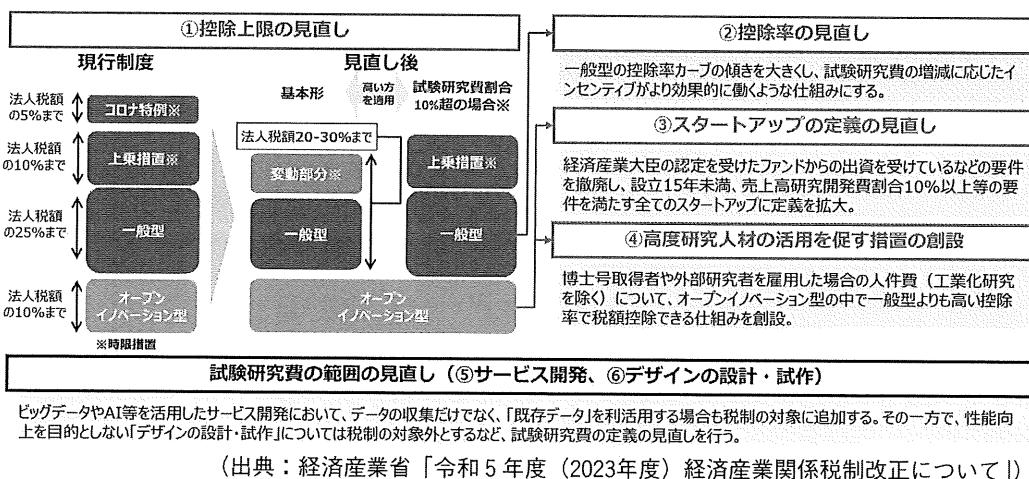
1 制度の種類

区 分	対 象 法 人	適用事業年度
① 試験研究費の総額に係る税額控除制度（措法42の4①）	青色申告法人 法人 （人格のない 社団等を含 みます。）	適用期限なし
② 大学、公的研究機関等との共同研究・委託研究に係る税額控除制度（措法42の4②）（特別試験研究費）		
③ 中小企業技術基盤強化税制（措法42の4⑥）		

2 試験研究費の範囲

製品の製造又は技術の改良，考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用（対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用を含む）

試験研究費の範囲	① その試験研究を行うために要する原材料費，人件費（専門的知識をもってその業務に専ら従事する者に係るものに限られる。）及び経費
	② 他の者に委託して試験研究を行う法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用
	③ 鉱工業技術研究組合法の規定により賦課される費用



3 税額控除額の計算

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除 ⇒ 恒久的措置（措法42の4 ①②③⑥⑦）

改正案

① 増加インセンティブの見直しを行ったうえで3年延長（基準となる増減割合を9.4%→12%に見直し）

試験研究費の増減割合	税額控除率	中小法人
12%超	$11.5\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.37$ （上限10%※）	$12\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375 = \text{上限} 17\%$
12%以下	$11.5\% - (12\% - \text{増減割合}) \times 0.25$ （下限1%）	12%
上限10%※⇒14%（3年間の時限措置）		

控除税額の上限 当期の法人税額の25%（注1）

当期の法人税額の25%（注2）

（注1） 売上高試験研究費割合が10%を超えた場合には最大35%

（注2） 売上高試験研究費割合が8%を超えた場合には最大35%

（注1）（注2）の適用期限 令和5年3月31日まで

→ 改正案 令和8年3月31日まで2年延長

- (2) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を加算し、増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する特例を設ける。

(注) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%をえる場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例を適用する。

- (3) 基準年度比売上金額減少割合による上乗せ特例の廃止

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の税額控除の上限に当期の法人税額の5%を上乗せ。（研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く。）

（措法42の4⑧六の二）

改正案 → 期限をもって廃止

基準年度は令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度

$$\text{増減割合} = \frac{\text{試験研究費の増減差額}}{\text{※比較試験研究費の額}}$$

$$\text{試験研究費の増減差額} = \text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費}$$

※比較試験研究費＝その事業年度開始の直前3事業年度分の合計額÷3

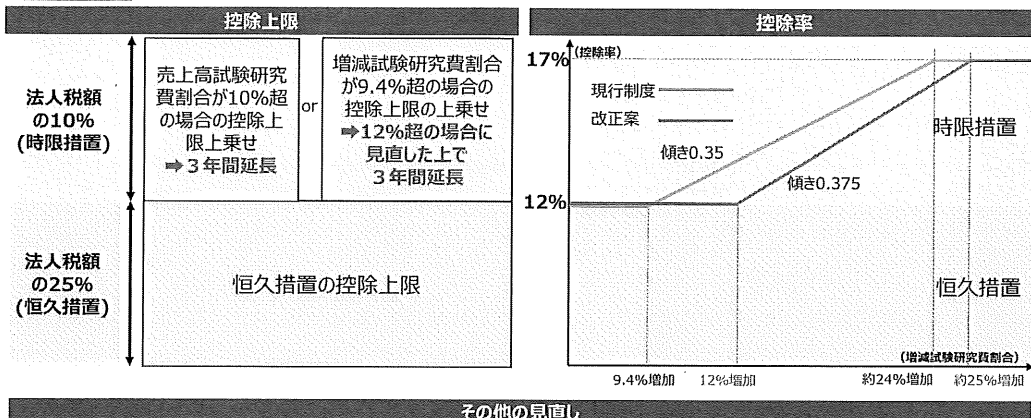
- (4) 割増控除

上記の税額控除率に「控除割増率」を加算します。控除割増率は、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合とし、10%を上限とします。

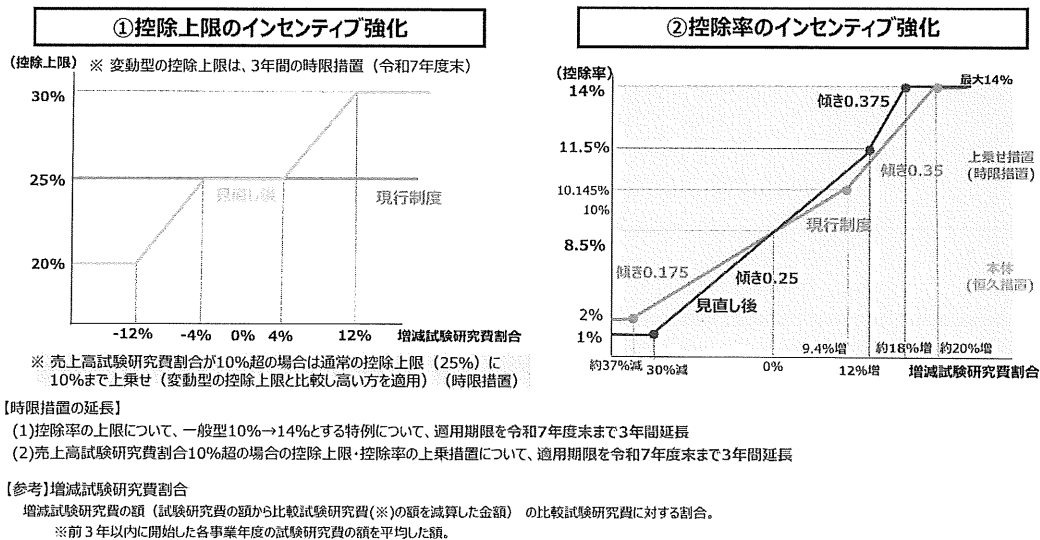
(中小法人)

総額型のうち中小法人に適用できるものを「中小企業技術基盤強化税制」という

改正概要 【適用期限（時限措置）：令和7年度末まで】



(大法人)

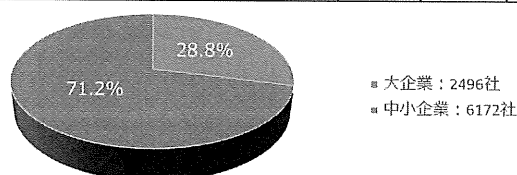


(出典：経済産業省「令和5年度経済産業関係税制改正について」)

(参考) 中小企業の研究開発税制の活用状況

- 令和2年度の研究開発税制を活用している企業は8,668社。そのうち約7割は中小企業で、1社あたりの活用額は約600万円程度。

	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	令和2年 度
研究開発税制を 活用している企業 数	7,369社	8,003社	8,930社	9,087社	9,003社	8,888社	9,513社	9,512社	9,076社	8,668社
研究開発税制を 活用している中小 企業数	5,290社	5,528社	6,067社	6,221社	6,211社	6,083社	6,577社	6,691社	6,473社	6,172社
中小企業における 研究開発税制活用 金額	288億円	283億円	322億円	364億円	388億円	368億円	405億円	419億円	391億円	343億円
中小企業の割合	71.5%	69.1%	67.9%	68.5%	69.0%	68.4%	69.1%	70.3%	71.3%	71.2%
中小企業1社あた りの活用金額	544万円	512万円	531万円	585万円	624万円	604万円	616万円	626万円	604万円	556万円



(出典：経済産業省「令和5年度 税制改正に関する経済産業省要望（概要）」)

4 特別試験研究費の改正

1. 特別試験研究費の税率

- (1) 関係法令の改正を前提に、対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加え、その税額控除率を25%とする。

(注1) 上記の「特別新事業開拓事業者」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定期間活動に資する事業を行う会社（既に事業を開始しているもので、一定の投資事業有限責任組合を通じて又は国立研究開発法人から出資を受けていること、設立後15年未満で研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であること等の要件に該当するものに限る。）で、その経営資源が、その特定期間活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

(注2) 共同研究及び委託研究の範囲は、現行の研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とする。

<オープンイノベーション型の類型>

対象となる試験研究費	相手方	税額控除率
共同試験研究 ・ 委託試験研究	大学・特別研究機関	30%
	スタートアップ等	25%
	民間企業、技術研究組合	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究		20%
高度研究人材の活用に関する試験研究（創設）		20%

以下の（１）及び（２）の要件を満たす場合に適用

（１）次のA÷Bが対前年度比で３％以上増加していること

A：①又は②の研究者の人件費（工業化研究を除く）

①博士号を授与されて５年を経過しない者

②他の事業者で１０年以上研究業務に従事した者（雇用から５年を経過しない）

B：試験研究を行う者の人件費

（２）研究内容が社内外に広く公募されたもの等であること

（出典：経済産業省「令和５年度（2023年度）経済産業関係税制改正について」）

（２）対象となる特別試験研究費の額に次の要件の全てを満たす試験研究に係る額を加え、その税額控除率を20%とする。

① その法人の役員又は使用人である次の者（以下「新規高度研究業務従事者」という。）に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

イ 博士の学位を授与された者で、その授与された日から５年を経過していないもの

ロ 他の者（その法人との間に一定の資本関係がある者を除く。）の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人（その法人との間に一定の資本関係がある者を含む。）の役員又は使用人となった日から５年を経過していないもの

② イ額がロの額のうちに占める割合（以下「新規高度人件費割合」という。）を前期の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上である法人が行う試験研究（工業化研究を除く。）であること。

イ 試験研究費の額（工業化研究に係る試験研究費の額を除く。）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

ロ 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額

③ 次のいずれかに該当する試験研究であること。

イ その内容に関する提案が広く一般に又はその法人の使用人に募集されたこと。

ロ その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

ハ その試験研究に従事する者が広く一般に又はその法人の役員若しくは使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

（３）対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研

究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費を除外する。

- (4) 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に福島国際研究教育機構を加える。
2. 試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とする。
3. 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する。
4. 分割等があった場合の調整計算の特例の適用を受けるための手続の見直しその他の所要の措置を講ずる。

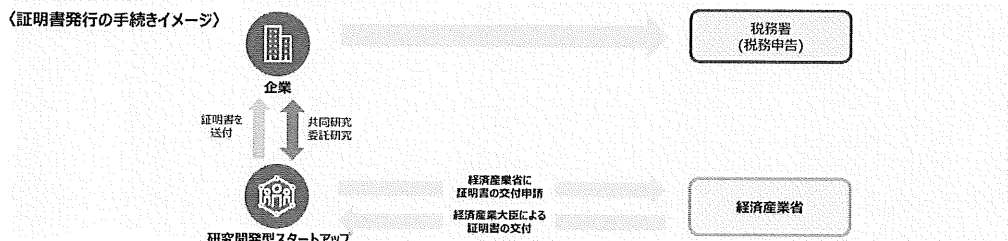
現行制度（約200社）

- ① 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業
- ② 研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの
 - A) 認定国立大学ファンド又は研究開発法人が出資
 - B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

見直し後（2,000社超）

- ※以下を満たすスタートアップに、経済産業省の証明書を交付
- ① 設立15年未満（設立10年以上の場合は営業赤字）
 - ② 売上高研究開発費割合10%以上
 - ③ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先
 - ④ 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等

《証明書発行の手続きイメージ》



（出典：経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係税制改正について」）

5. 特別試験研究費の範囲

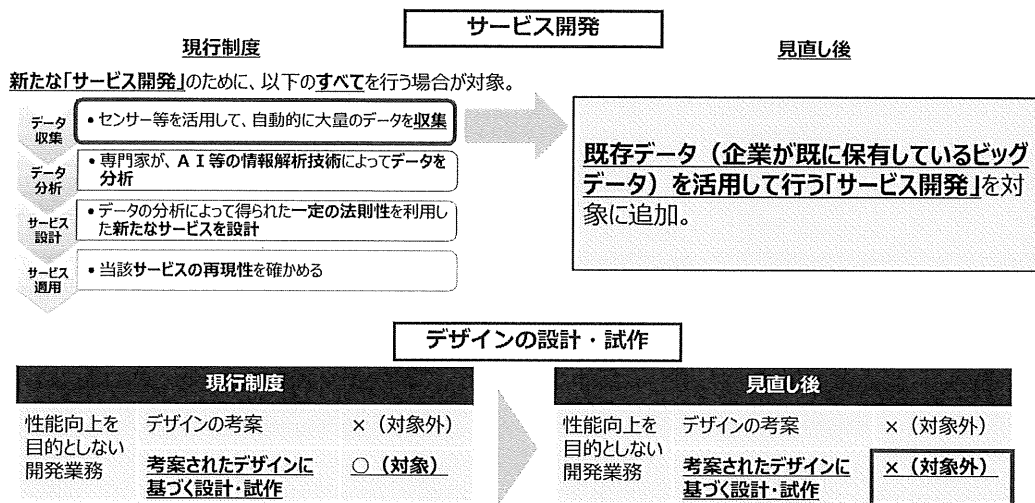
- ① その事業年度における特別試験研究費の額であることの共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用の改善を行う。
- ② 特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する。（中小企業者等については現行どおり）。
- ③ 特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定する。
 - (イ) 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するもの
 - (ロ) 委託に係る委任契約等（契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。）において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

(控除限度額)					
(現 行)					
総額型 30%	+	総額型の上乗せ 10%	+	オープンイノベーション型 10%	(上限50%)
又は					
総額型 40%	+	オープンイノベーション型 10%	(上限50%)		
(改正案)					
総額型 25%	+	総額型の上乗せ 10%	+	オープンイノベーション型 10%	(上限45%)
又は					
総額型 35%	+	オープンイノベーション型 10%	(上限45%)		

5 試験研究費の範囲の見直し

改正案

- ① 試験研究費のうち、試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とする。
- ② 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する。



※性能向上を目的としているかは、例えば研究開発のプロジェクトなど、一連の開発業務の単位で判断。

(出典：経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係税制改正について」)

3 中小企業投資促進税制

(措法10の3, 措法42の6, 措法68の11, 措規20の3⑤)

大 綱

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。
- (2) 中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)
- ① 対象資産から、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する。
- ② 対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

解 説

1 現行制度の追加・延長

1. 令和5年3月31日取得供用分まで → **改正案** 令和7年3月31日取得供用分まで

対象法人	特別償却・税額控除	対 象 資 産
①中小企業者等 資本金又は出資金の額1億円以下の中小企業	30%特別償却	機械及び装置 1台又は1基当たりの取得価額が160万円以上のもの 測定工具及び検査工具 1台120万円以上、1台30万円以上かつ、複数合計120万円以上 ソフトウェア 1のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの(措規20の3③) 車両及び運搬具(注2) 船舶(注3)
②特定中小企業者等(注1)	30%特別償却 又は 7%税額控除 選択適用	機械及び装置 1台又は1基当たりの取得価額が160万円以上のもの 測定工具及び検査工具 1台120万円以上、1台30万円以上かつ、複数合計120万円以上 ソフトウェア 1のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの(措規20の3③) 車両及び運搬具(注2) 船舶(注3)

(注)1 特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち、青色申告書を提出する資本金又は出資金の金額が3,000万円以下の法人又は農業協同組合等。(措令27の6⑦)。

2 普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)

3 内航船舶(取得価額の75%が対象)

改正案

- ① 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する。
- ② 対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

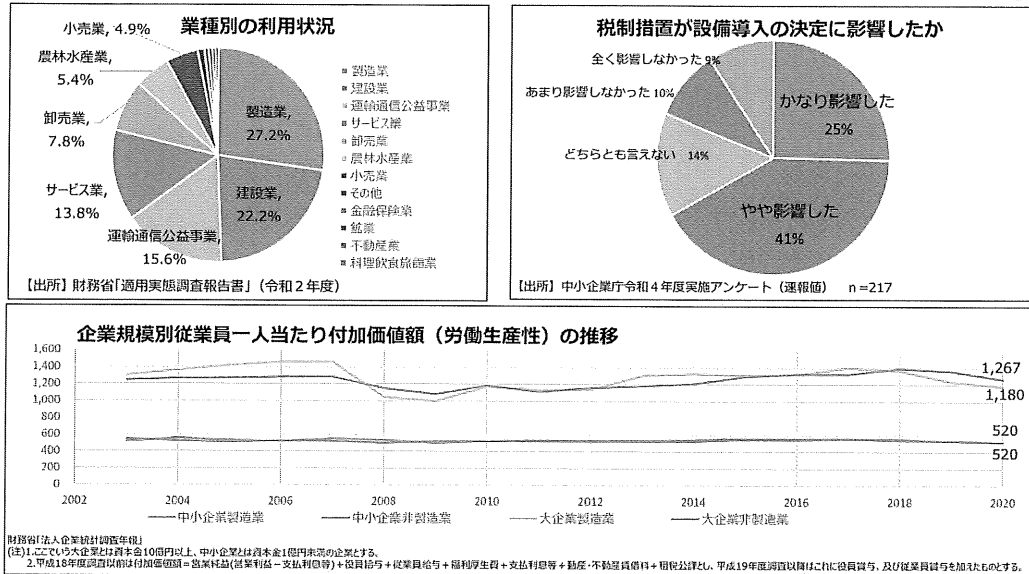
※下線は今回の追加業種等

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、 <u>不動産業、物品賃貸業</u> ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）	
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主	
	資本金3,000万円以下の中小企業 資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除 30%特別償却

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外
 （出典：経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係税制改正について」）

(参考) 中小企業投資促進税制の活用状況

- 令和2年度の適用件数は約5万件で、製造業や建設業を中心に多くの業種において利用されている。
- 物価高等厳しい外部環境の下、中小企業のより多くの設備投資を喚起し、その労働生産性を向上させ、生産性の向上と賃上げの好循環を実現するためには、本税制措置は引き続き不可欠。



(出典：経済産業省「令和5年度 税制改正に関する経済産業省要望（概要）」)

4 特定経営力向上設備等の即時償却・税額控除

(措法10の5の3、42の12の4、措令27の12の4)

大 綱

- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

解説

1 現行制度

対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの		
経営力向上設備	イ 生産性向上設備（A 類型） 次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす機械装置、工具（測定工具及び検査工具に限る。）、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。）をいう。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次の(イ)の要件を満たすものとする。 (イ) 販売が開始されてから、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内のものであること。 (ロ) 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するものであること。 ロ 収益力強化設備（B 類型） その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいう。 ハ デジタル化設備（C 類型） 事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備をいう。 ニ 経営資源集約化設備（D 類型） 関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正 ROA 又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画を実施するために必要不可欠な設備		
生産等設備	その法人の指定事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しない。		
特定経営力向上設備 範囲の明確化・適正化	経営力向上設備等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたものをいう。		
一定の規模以上	イ 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ロ 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの ハ 建物附属設備 一の取得価額が60万円以上のもの ニ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの		
特別償却 又は税額控除	資本金		
	中小企業者等	3,000万円超1億円以下	即時償却又は7%税額控除
	特定中小企業者等	3,000万円以下	即時償却又は10%税額控除
上限	当期の法人税額の20%を上限		
限度超過額	一年間の繰越しができる		
適用関係	平成29年4月1日から令和5年3月31日までの取得・供用		

改正案 令和7年3月31日

2 対象設備の除外

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備	経済 産業局	工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資 産回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。
また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

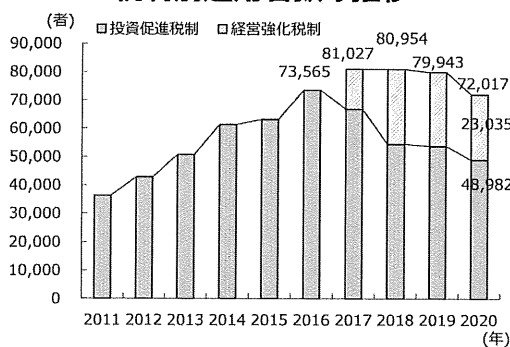
※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

（出典：経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係税制改正について」）

（参考1）中小企業経営強化税制の活用状況

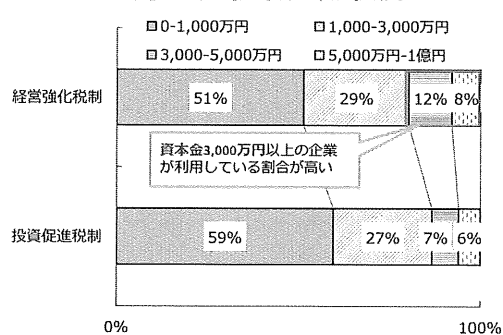
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用企業が減少したものの、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制全体として7万者を超える多くの中小企業が活用。
- 中小企業投資促進税制は規模を問わず多く使われ、経営強化税制は比較的大きな企業の生産性向上により効果的な設備投資において使われる傾向。

税制別適用者数の推移



資料：財務省「租税特別措置の適用実態調査」平成23年度～令和2年度

資本金別税制適用状況

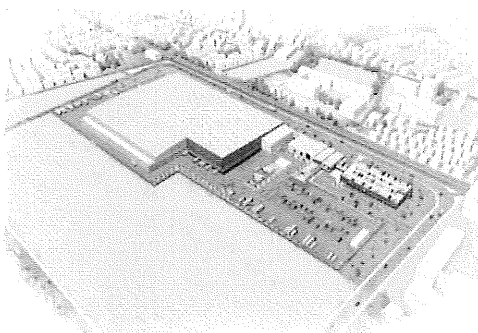


資料：財務省「租税特別措置の適用実態調査」令和2年度

（出典：経済産業省「令和5年度 税制改正に関する経済産業省要望（概要）」）

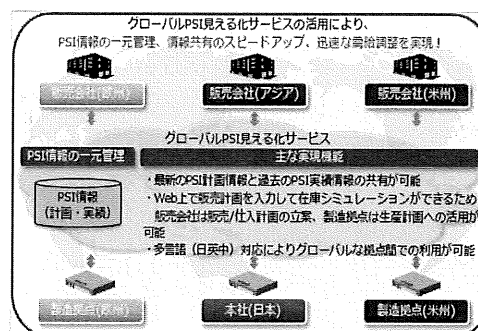
(参考) デジタル技術を活用した企業変革の具体的事例

(例) 大手小売



- 次世代ネットスーパーやスマートストア事業に着手。顧客データを活用した販促情報の提供や無人決済の実現により顧客利便性を向上。

(例) 中堅産業機械メーカー



- 販売会社と製造拠点とで生産・販売・在庫情報を共有し、計画立案や在庫調整を最適化。またロボット等の導入により工場を自動化。

10 認定先端設備等導入計画に関する固定資産税の減免措置の縮減

大 綱

(2) 中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を令和7年3月31日まで講ずる。ただし、中小事業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、同計画の認定の申請日の属する事業年度（令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額の増加割合を、当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上とすることを同計画に位置付けるとともに、これを労働者に表明したことを証明する書類を同計画に添付して市町村の認定を受けた場合には、課税標準を次のとおりとする。

- ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるもの最初の5年間価格の3分の1
- ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるもの最初の4年間価格の3分の1

(注1) 上記の「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ハ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(注2) 上記の「一定の機械・装置等」とは、次の全てを満たすものとする。

イ 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたもの

ロ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの

(イ) 機械・装置160万円

(ロ) 測定工具及び検査工具30万円

(ハ) 器具・備品30万円

(ニ) 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）60万円

解説

1 概要

対象法人	中小企業等経営強化法に規定された中小企業者等
認定要件	市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定
対象	中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもの
期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間
適用期間	最初の3年間
課税標準	価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正案：1/2）を乗じて得た額 但し、認定申請日の事業年度又は翌事業年度の雇用者給与等支給額の増加割合を、申請日の直前事業年度と比較して1.5%以上とする計画で、労働者に表明したことの証明書類を計画に添付し市町村の認定を受けた場合には、課税標準は次のとおりとなる。 ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の取得 …最初の5年間価格の3分の1 ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得 …最初の4年間価格の3分の1

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

＜全体のスキーム＞		市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
国 (基本方針の策定)		特例措置の対象企業	計画認定要件	
協議 ↑ ↓ 同意		対象設備等	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること	
市町村 (導入促進基本計画の策定)				
申請 ↑ ↓ 認定				
中小企業 (先端設備等導入計画の策定)				
		設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
		①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
		②測定工具及び検査工具	30万円以上	
		③器具備品	30万円以上	
		④建物附属設備	60万円以上	
		特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間	
		適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）	

（出典：経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係税制改正について」）

2 廃止

（令和3年度税制改正大綱による）

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、生産性向上特別措置法の廃止及び認定先端設備等導入計画等に係る規定の他法への移管を前提に、適用期限の2年延長に関し、所要の措置を講ずる。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止することとし、関係規定を削除する。

（注1）適用期限の2年延長は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」（令和2年4月6日）での決定事項。

（注2）上記の関係規定の削除は、令和5年4月1日から施行する。

3 中小企業者等

次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

4 一定の機械・装置等

次の全てを満たすものとする。

- ① 一定期間内に販売されたモデルであり旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資

計画に記載されたもの（〔**現行**〕：年平均1%以上向上するもの）

- ② 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの
（〔**改正案**〕改正案：廃止）

- イ. 機械・装置 10年以内
- ロ. 測定工具及び検査工具 5年以内
- ハ. 器具・備品 6年以内
- ニ. 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 14年以内
- ホ. 構築物 14年以内
- ヘ. 事業用家屋 限定なし

- ③ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの

- イ. 機械・装置 160万円
- ロ. 測定工具及び検査工具 30万円
- ハ. 器具・備品 30万円
- ニ. 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 60万円
- ホ. 構築物 120万円（〔**改正案**〕：廃止）
- ヘ. 事業用家屋 取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
（〔**改正案**〕：廃止）

11 医療用機器等の特別償却（措法12の2，45の2，措令28の10）

大 綱

- (6) 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

解 説

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置につき次の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

12 中小企業の軽減税率の延長（法法66，81の12，措法42の3の2）

大 綱

- (3) 通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算子法人の法人税及び地方法人税の確定申告書の提出期限について、次の見直しを行う。

22 暗号資産に関する時価評価の見直し

大 綱

- (5) 暗号資産の評価方法等について、次の見直しを行う（次の②の見直しは、所得税についても同様とする。）。
- ① 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。
 - イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
 - ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
 - (イ) 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
 - (ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。
 - ② 自己が発行した暗号資産について、その取得価額を発行に要した費用の額とする。
 - ③ 法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する。
 - ④ その他所要の措置を講ずる。

解 説

1 時価評価対象暗号資産の見直し

時価評価の対象となる暗号資産から次の要件を満たすものが除外される。

- ① 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
- ② その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
 - (イ) 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
 - (ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。

2 自己が発行した暗号資産の評価額

自己が発行した暗号資産について、その取得価額を発行に要した費用の額とする。

3 借り入れた暗号資産の譲渡・買戻しに関する評価損益

法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当

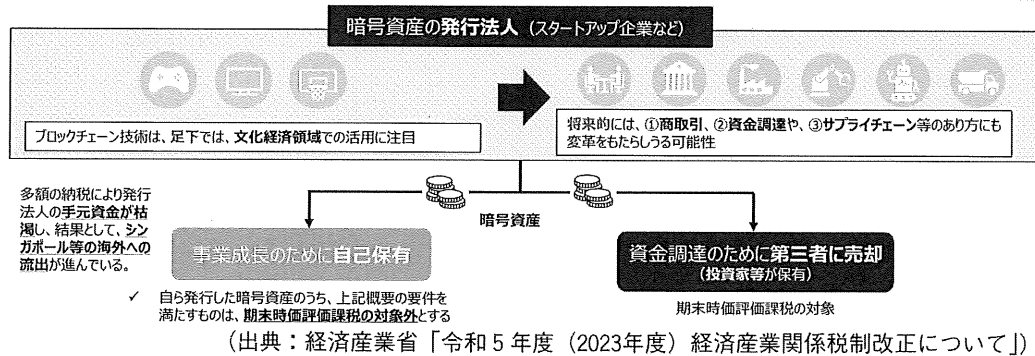
額を計上する。

- **内国法人が有する暗号資産**については、税務上、**期末に時価評価し、評価損益は課税の対象**。こうした取扱いの結果、**日本での起業が困難**となり、**ブロックチェーン関連企業の海外流出**が起きている状況。
- このため、**自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**のうち、一定の要件を満たすものについて、**期末時価評価課税の対象外**とする。

改正概要

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。

- イ **自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**であること。
- ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
 - (イ) **他の者に移転することができないようにする技術的措置**がとられていること。
 - (ロ) 一定の要件を満たす**信託の信託財産**としていること。



23 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

大 綱

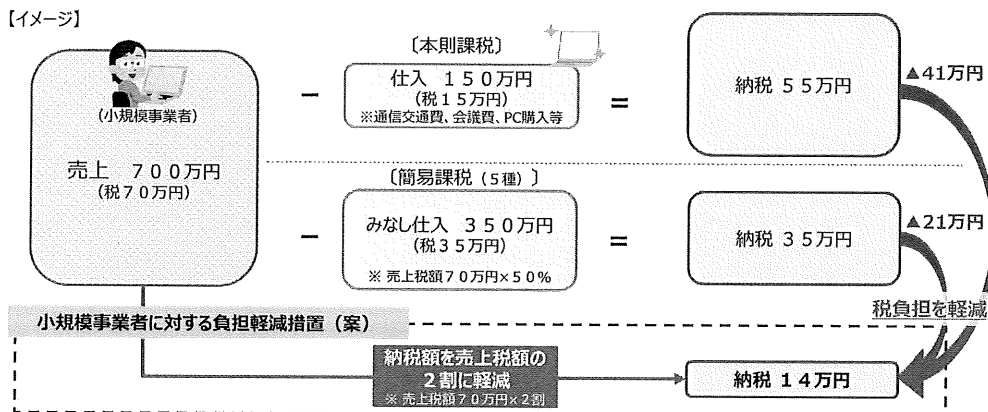
- (5) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

解説

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

- 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。**
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

（出典：自民党税制調査会資料）

対象者	免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと 又は 課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられなくなる場合
適用対象期間	令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間
納付税額	売上消費税額×20%
適用除外期間	課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない

1 その他の取扱い

- ① 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。
- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したとき

は、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

2 課税仕入れ1万円未満のインボイス保存不要経過措置

解説

対象事業者	基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者
適用期間	令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れ
課税仕入れ金額	当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める

中小事業者等に対する事務負担の軽減措置（案）

○ 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。

○ この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者等の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【見直し案】

○ 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。**

※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

（注）令和5年10月1日施行。

【対象となる事業者の範囲】

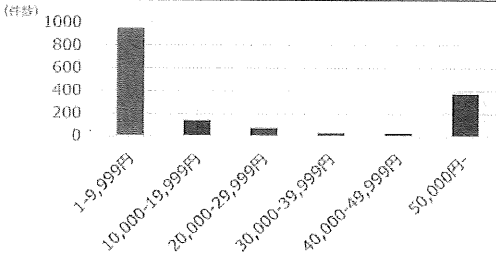
全事業者の90.7%が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、現状の課税事業者のみを対象としても、76.1%が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国税調査（総務省）等に基づき推計

【課税仕入れの価格分布（サンプル調査結果）】

○ 調査対象企業の1か月間における3万円未満の課税仕入れのうち、1万円未満の取引が8.2%を占めている。



（備考）日本クレジット組合のクレジットカード動向調査結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると5,000円前後となる。

（出典：自民党税制調査会資料）

3 少額返還インボイスの交付義務免除

解説

少額な返還インボイスの交付義務の見直し（案）

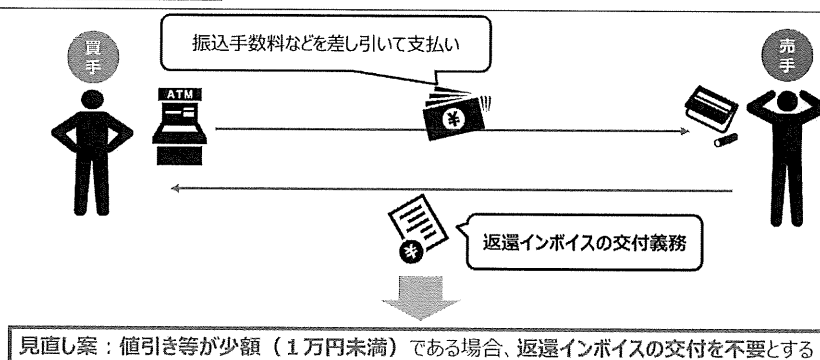
○ インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなる。**

○ この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。

※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【見直し案】

○ 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要とする。**



（出典：自民党税制調査会資料）

適用関係

令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。

4 適格請求書等保存方式の登録手続き見直し（消法44）

大綱

(4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。

① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった